

委 任 状

私は、特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会（以下、甲とします）を代理人と定め、委任期間中に保有するすべてのレコードについて下記の権利に関する一切の権限を委任致します。また委任するにあたり、甲規定の「商業用レコードの二次使用料、管理委託契約約款、私的録音録画補償金に関する規定」の内容に同意します。

なお委任する権利の対象となるレコードは、一般社団法人日本レコード協会および一般社団法人日本レコード協会加盟会社、一般社団法人日本音楽出版社協会を通じ、商業用レコードの放送及び有線放送に係る二次使用料（以下、二次使用料という）、レコードの複製権に係る一般社団法人日本レコード協会管理委託契約約款第3条第1項第1号および第2号ならびに第3条の2第1項第1号に定める利用方法（放送用複製および放送番組の送信可能化）についての許諾料（以下、許諾料という）、私的録音補償金および私的録画補償金を受領していない作品タイトルとします。

私が甲に提出したデータ記入表等の必要書類の内容は事実と相違ありません。私が甲に提出したデータ記入表等の必要書類の内容が故意・事故を問わず事実と相違した場合には、その責任は私にあり、甲には一切の責任はありません。またその場合に、甲は本委任の当該権利の受任行使を停止することができるものとし、この事実の相違を原因として発生した事柄の一切については私と当事者間で解決致します。

特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会 御中

記

- 1.著作権法第97条第1項の規定に基づく、商業用レコードの放送及び有線放送に係る二次使用料を受ける権利
- 2.レコードの複製権に係る一般社団法人日本レコード協会管理委託契約約款第3条第1項第1号および第2号ならびに第3条の2第1項第1号に定める利用方法（放送用複製および放送番組の送信可能化）に関する許諾権および許諾料を受ける権利
- 3.著作権法第102条第1項において準用する同法第30条第3項の規定に基づく、レコード製作者が持つ私的録音補償金及び私的録画補償金を受ける権利
- 4.商業用レコードの放送及び有線放送に係る二次使用料および許諾料および私的録音補償金、私的録画補償金の請求・受領に関する一切の件

年 月 日

住 所 〒

会 社 名 ※個人事業主の場合はレーベル名

(フリガナ

)

代表者氏名

代表者印（実印）

TEL :

FAX :

HP アドレス :

担当者 Mail アドレス :

担当者氏名 :